

第6期第2回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会会議要録

- 1 日時 平成22年5月27日(木)午前10時から正午まで
- 2 場所 練馬区役所本庁舎5階 庁議室
- 3 出席者 内田委員、池田委員、柴崎委員、廣田委員、岡澤委員、竹ノ内委員、浅見委員、加賀美委員、小山委員、柴田委員、中村(弘)委員、中村(三)委員、西川委員、松島委員、藤井委員、山田(哲)委員、原委員、松村委員、土屋委員、山田(か)委員、かとうぎ委員、総務部長、情報公開課長、情報政策課長、広聴広報課長、税務課長 ほか
- 4 傍聴人 なし
- 5 議事および配布資料
 - 諮問事項
 - (1) 諮問第1号
広報に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について(広聴広報課)資料1
 - (2) 諮問第2号
広報に関する業務に係る電子計算組織の結合について(広聴広報課)資料1
 - (3) 諮問第3号
特別区民税・都民税に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について(税務課)資料2
 - (4) 諮問第4号
特別区民税・都民税に関する業務に係る電子計算組織の結合内容の変更について(税務課)資料2
 - 報告事項
 - (1) 平成21年度における公文書の公開状況について(情報公開課) 資料3
 - (2) 平成21年度における個人情報保護制度の運用状況について(情報公開課) 資料4
 - その他
- 6 発言内容
 - (会長) ただいまから、第6期第2回練馬区情報公開および個人情報保護運営審議会を開催します。委員の皆様には、ご多忙のところご出席いただきありがとうございます。本日は、諮問事項が4件、報告事項が2件あります。それでは、諮問第1号および第2号の説明をお願いします。
 - (広聴広報課長) — 広報に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について 資料1に基づき説明 —
— 広報に関する業務に係る電子計算組織の結合について 資料1に基づき説明 —
 - (会長) ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見ご質問があればお願いします。
 - (委員) 本件は区民の要望があつてのことなののでしょうか。近年、セキュリティ関係では不正の危険性が高まっています。実施に至った経緯を教えてください。

- (広聴広報課長) メールによる情報配信サービスは、平成 20 年に行ったホームページの全面リニューアルに関するプロポーザルの内容に含まれていたものです。他区でもほぼ同様のサービスを実施しています。本件につきましては、区議会の承認に基づいての予算であり、区議会への報告もしています。
- (委員) 4 月から始まっているのですか。
- (広聴広報課長) ホームページのリニューアルは今年の 2 月から開始していますが、メール配信サービスにつきましては、今年の 7 月から予定しています。本日、諮問させていただき、いただいたご意見等を踏まえて実施の準備を行っていきたいと考えます。
- (委員) わかりました。情報漏えいには十分配慮してください。
- (委員) C M S の全体は日立公共システムエンジニアリング (以下「日立」という。)、メール配信はラクスが行うとのことですが、配信内容は日立が作成するというのでしょうか。
- (広聴広報課長) 事業者はメール配信用のシステムを用意し、メールの配信内容は広聴広報課が作成します。広聴広報課で作成したメール内容は、事業者のシステムに送信され、事業者のシステムから利用者のアドレスに配信されることとなります。
- (委員) 日立がメールアドレスを取り扱う必要はありますか。
- (広聴広報課長) 取り扱う必要はありません。
- (委員) 実際に取り扱うのはラクスということですか。
- (広聴広報課長) メール配信を行うラクスが取り扱うことになり、日立は取扱いません。ただし、契約上の相手方は日立になりますので、資料で示した内容になります。ラクスを含めて、三者で協定も結びます。
- (委員) 結合図にある事業者のサーバというのはラクスのものですか。
- (広聴広報課長) そうです。
- (委員) 任意のものとして収集する性別や世代などは、区として今後何かに利用するのでしょうか。
- (広聴広報課長) 主に統計情報に利用し、サービスの利便性向上に役立てたいと考えます。
- (委員) 取り扱う個人情報の中で、個人を識別できる情報としてはメールアドレスのみが該当するということでしょうか。また、パソコンと携帯電話へ配信される情報は内容が異なるのでしょうか。最後に、ラクスはプライバシーマークを付与されている事業者なのでしょうか。
- (広聴広報課長) 1 点目ですが、個人が識別できる情報はメールアドレスのみと考えています。2 点目ですが、パソコンと携帯電話へ配信される内容ですが、同じものになる予定です。3 点目ですが、メール配信事業者であるラクスはプライバシーマークが付与されています。
- (委員) 情報配信に当たっては、利用者の経済的負担にならないように配慮いただければと思います。

- (委員) 日立とラクスとの関係を教えてください。人的な提携を結んでいたりするのでしょうか。
- (会長) 情報があれば教えてください。
- (広聴広報課長) 人的な提携関係があるとは聞いていません。再委託した経緯としては、メール配信サービスに関して充実した実績があるということ、価格面や日立のシステムと親和性があることからです。
- (会長) 資本的な関係はありますか。
- (広聴広報課長) 資本的な関係は無いと聞いています。
- (委員) ラクスに関してですが、過去に重大な事件や事故が起きたことはあるかどうか確認させてください。
- (会長) 分かっている範囲でお願いします。
- (広聴広報課長) 聞いている範囲では、そのようなことは無いとのことですが。
- (会長) ほかにどうぞ。
- (委員) 取り扱う個人情報が必要最小限とするのが原則ですが、その点を踏まえ、性別まで取り扱う必要があるのでしょうか。また、これから事業者からデータを取り扱わせることが多々あると思いますが、資料に添付されている注意義務等を記した特記事項だけでなく、情報漏えいを防ぐという観点からもっと厳しく取り決めをするべきではないかと思います。その点いかがでしょうか。
- (広聴広報課長) 性別につきましては任意なので、利用者の判断に任せることとなります。ご指摘いただいたとおり、取り扱う個人情報は必要最小限にするということは十分承知しているところであります。一方で、男女共同参画を進めるという観点から、性別の統計を取る必要が考えられ、性別を任意項目として取り扱うこととしています。また、本件につきましては、機器とシステムを提供されるだけで、機器の操作は広聴広報課の職員が行います。セキュリティの面では、通信する情報は暗号化されますし、操作する職員についてもアクセス記録を取ることになっています。
- (会長) 取り扱う個人情報に世代とありますが、これは具体的にどのような情報でしょうか。
- (広聴広報課長) 概ね 10 歳刻みで、どのような世代の方がどのような情報を希望しているのか把握するために利用します。これも性別と同様に任意項目となっています。
- (会長) 取り扱う個人情報が 5 項目あり、必須項目と任意項目は区別があるのでしょうか。
- (広聴広報課長) 必須項目はメールアドレスのみです。ほかのものは任意項目です。
- (委員) 必須項目であるメールアドレスを区だけで取り扱うのであれば分かるのですが、事業者も取り扱うことになると、第三者に渡るような危険性があると思います。特記事項のような注意義務を課すだけの規定で良いのでしょうか。

- (会長) ただいまの委員の懸念に対してはどのように考えますか。
- (情報政策課長) 区が取り扱う情報につきましては、情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに関する特記事項に、個人情報だけではなく、本件委託業務に関して取り扱う情報すべてにおいて適用されています。個人情報につきましては、個人情報の保護および管理に関する特記事項が適用されますが、それ以外の情報の取扱いについては、情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに関する特記事項が適用されます。本特記事項の第 14 に、受託情報の管理については詳細な規定がされており、再委託についても準用するとしています。それ以外にも、事業者への周知徹底のため、研修等を実施しているところです。遵守されているかどうかの確認については、セキュリティ監査も実施しています。本特記事項で一定程度担保されると考えます。
- (会長) 区民の視点からしますと、先ほどの委員の指摘はもっともだと思います。ほかにありますか。
- (委員) 個人情報の漏えいがあったときの対応は考えていますか。
- (広聴広報課長) 事業者が行うのは、機器とシステムの提供のみです。そして、本システムからの情報取得については、パスワードを付与された広聴広報課の職員がアクセスすることのみによります。ですので、個人情報の漏えいは無いようなシステムとなっています。
- (委員) ただいまの委員の指摘は、万が一事故が起こったときに迅速に察知して対応できる体制があるのかどうかということをお尋ねになっているのだと思います。
- (情報政策課長) 先ほどの特記事項の第 19 の中で、事故発生時の対応および公表について規定されています。また、再委託先につきましても、この規定を準用することとなります。受託者から漏えいが起きた場合には、委託した区が最終的に責任を負うこととなりますので、情報政策課や情報公開課が中心となり、状況の確認や受託者への指導等含めて迅速に対応ができるよう、事故発生時のマニュアルの整備をしているなどの対応をしているところです。
- (委員) すでに区では安全・安心メールを実施していますが、これと同じような仕組みだという説明を最初にしていただければ良かったと思います。初めて実施する事業ということだと、自分のメールアドレスがどのように取り扱われているのが不安になる部分もあると思います。所管課が異なるので申し訳ありませんが、できれば、安全・安心メールについての実施状況等を説明していただくと委員の皆様も理解しやすかったのではないのでしょうか。
- (総務部長) ただいま委員のお話の中でありました安全・安心メールですが、これは区内の不審者情報等の情報を利用希望者に対して配信するサービスであり、実施してから特段事故やトラブルは起きていません。また、

昨年から、ねりまキッズ安心メールという事業も行っていて、これは学童クラブに通っている子どもの入退館した情報を希望する保護者のパソコンまたは携帯電話へ配信しています。これにつきましても、特段事故等は起こっていません。

(会長) すでに先行している事業があるということですね。安全・安心メールやねりまキッズ安心メールに関しては、運用上特に問題は無いとのことです。ほかにありますか。

(会長) 個人情報保護を徹底して事業を進めていただければと思います。それでは、本件に関しては承認とします。つづいて諮問第3号と第4号の説明をお願いします。

(税務課長) — 特別区民税・都民税に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について 資料2に基づき説明 —

— 特別区民税・都民税に関する業務に係る電子計算組織の結合内容の変更について 資料2に基づき説明 —

(会長) ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見ご質問があればお願いします。

(委員) 区での取り扱いの中で、MOの処理については具体的にどのような対策を行っているのでしょうか。

(税務課長) MOは、システムにデータを落とした後に適切に廃棄します。

(委員) 取り扱う職員については、職員を特定するなどしているのでしょうか。どのような体制をとっていますか。

(税務課長) 利用者は指定した職員のみとして、個別IDとパスワードを用いて管理します。ですので、ほかの職員が取り扱うことはありません。

(委員) 資料の説明の中で、給与支払者と区との間に社団法人地方税電子化協議会と株式会社TKCがかかわっていますが、両者の役割の違いをもう少し詳しく説明してください。

(税務課長) 従来はLGWANを利用しており、社団法人地方税電子化協議会のみでの対応で運用が可能でした。しかし、この度LGWANからエルタックスに変わるため、データを受け渡すための審査システムを導入する必要があります。そこで、国から指定された5社のうちから、株式会社TKCを委託先に決定しました。

(委員) ほかの自治体の状況はいかがですか。

(税務課長) 23区すべてが社団法人地方税電子化協議会に加盟していて、給与支払報告書の電子化については、そのうち12区が実施しており、6区が今年度中に実施する予定です。また、年金の特別徴収につきましては、4区を除いて実施しています。

(委員) 国から指定された5社のうち、どこに委託するかは自治体ごとの判断ですか。

(税務課長) すでに区で実施している公的年金からの特別区民税・都民税の特別徴収や、ただいま審議いただいている給与支払報告書の電子化、さらに

来年1月から開始予定の国税庁との所得税確定申告書の電子化、国税連携と呼んでいます。これらを実施していくに当たり、必要なデータを電子化するシステムを構築できる実績と信用のある事業者であるため、株式会社TKCを選定しました。

(会長)

ほかにありますか。

(委員)

株式会社TKCは審査システムを提供するとのことですが、ほかに役割はありますか。また、給与支払者から誤った情報が来た場合、どのような流れで処理しますか。株式会社TKCで確認して給与支払者に返されるのか、それとも区まで一旦送られて、区で確認をして返されるのか、その点の説明をお願いします。

(税務課長)

株式会社TKCは、データの受け渡しの機能である審査システムを提供するだけと考えていただければと思います。また、給与支払者から誤った情報が来てしまった場合の処理ですが、最終的に区まで情報が送られ、区において確認し、株式会社TKCと社団法人地方税電子化協会を通じて、給与支払者へ返される仕組みになっています。

(委員)

区の人口規模を考えますと、従来から行ってきた郵送に関する事務量等は膨大であるという理解でよろしいですか。東西の税務署から運ばれてくる書類も膨大な量になるのでしょうか。

(税務課長)

各自治体における事務処理量は膨大です。また、企業の郵送コストも膨大であると聞いています。なお、送られてきた書類をパンチ入力しますが、費用は、3000万ほどかかります。確定申告書は現在、区の職員が東西税務署に出向いて、区が処理する住民税等にかかわる部分について持ち帰ります。そして書類をパンチ入力して、税務システムに投入するという流れですが、かなりの経費がかかっています。

(委員)

数十年来、各企業からの申告が郵送でやり取りされてきましたが、この間、郵送事故等はありませんか。企業から書類が届いてないという問い合わせ等がありましたら教えてください。

(税務課長)

郵送事故等があったということは特に聞いていません。

(委員)

先ほど国税連携の話がありましたが、これに関連して、所得税の確定申告をする際に、e-Taxを利用することが可能です。この場合、住基カードが必要になります。社団法人地方税電子化協会には全区市町村が加盟していますが、現時点で住民基本台帳ネットワークに加入していない市区町村の取扱いはどのようになりますか。

(税務課長)

社団法人地方税電子化協会の方で接続するためには、専用ソフトを導入し、個人認証を行うということになります。ですので、必ずしも住民基本台帳ネットワークでの個人認証ということにはなりません。

(委員)

e-Taxを利用する場合は住基カードが必要になります。ですので、簡易認証だけで済むわけにはいかなくなると思いますので、その点は先々のことを考えながら、検討していったほしいと思います。

(委員)

給与支払報告書の電子データ化に対応できる企業は、全体でどれくら

- いの割合になりますか。
- (税務課長) 全国の割合は不明ですが、先行している墨田区でいいますと、平成 21 年度は 3 パーセントの利用があり、今年度は 6 パーセントまで伸びたとのことです。
- (委員) 電子データ化に対応できない企業は、従来どおり郵送での取扱いになるのでしょうか。
- (税務課長) 企業が選択しなければ従来どおりの郵送の取扱いになります。また、サービスが使える自治体と使えない自治体がありますと、企業にとってはあまりメリットが無いため、導入しない企業もあります。
- (委員) 中小・零細企業は規模を考えると、導入するものは少ないのではないかと思います。今後も郵送で対応していくということになるのかどうか、説明をお願いします。
- (税務課長) 墨田区の例では、大企業は導入に対してはあまり熱心でないようです。一方、区内で従業員を多く抱えている中小・零細企業の方が積極的に導入に向けて対応していると聞いています。
- (委員) 企業のメリットという点では、そんなに無いような気がします。大変な費用がかかるシステムを果たして中小・零細企業が導入するのか疑問です。それでも導入する企業に対しては、何らかの補助を行う施策等があるのでしょうか。
- (税務課長) 中小・零細企業については、電子化に熱心な町の税理士にお願いすることがあるようで、導入してきていると聞いています。また、導入企業への補助は、現在のところ考えていません。今後、他区の状況を見た上で検討していきたいと思います。
- (委員) システムを構築するための費用負担をどのようにクリアしていくかが問題ではないかと思えます。また、複数の企業から収入を得ている方については名寄せを行う必要があり、個人情報の一元化につながることも危険性があるように思われます。本件につきましては、慎重な検討が必要なのではないでしょうか。
- (委員) e-Tax の普及率はどれくらいですか。また、経費の負担も増大していくことになると思いますので、その点の対応はどのようにしていく予定なのでしょうか。
- (税務課長) 税務署および国税庁によれば、関東では 2 割程度に普及しているとのことです。地方税の電子化はまだ始まったばかりですが、環境としては全自治体が加入しており、それぞれの自治体がシステムを改修し、早急に進めていけば、全国レベルで企業および自治体での経費節減につながるのではないかと考えます。
- (委員) 国の施策なので経緯はわかりましたが、いろいろとお話を聞いた上では、個人的には時期尚早ではないかと思えます。
- (委員) 当審議会の役割というのは、委託そのものの是非について触れないということですが、諮問事項として付議されている以上、議会等

- でも審議があるのではないかと思います。議会等ではどの程度審議がされているのでしょうか。
- (税務課長) 地方税の電子化につきましては昨年になりますが、給与支払報告書の電子化および国税連携についても委員会等に報告しております。了承ではないですが、進めていっていいということになりました。
- (会長) 担当委員会はどこになりますか。
- (会長) 区民生活委員会とのことですが、この委員会の委員の方はいませんか。詳しい方がいなくて残念です。ほかにありますか。
- (会長) 当審議会は個人情報保護に関する審議を行う機関ですが、委託に関する審議についても、内容によっては一定程度止むを得ないと会長としては考えます。しかし、個人情報保護の観点を離れてしまうと、制御させていただくことにはなると思います。
- (情報公開課長) 前回の審議会でもご意見をいただきましたが、事業が行うに当たっての経緯を十分に説明し、審議に入っていただくための環境づくりについても事務局として力を入れていきたいと考えます。ですので、先ほどの資料でも委託に至った経緯についても説明させていただきました。そのほかにも、ご意見ご要望があれば、事務局としてできる限りの対応をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。
- (副会長) 感想ですが、本事業が結果的に効率化につながるのかどうかは、判断が難しいと思います。国税庁と区との間に社団法人地方税電子化協議会と株式会社 TKC が入ることによって、構造が複雑化しています。この間で発生している雇用関係や人件費の支出を考えますと、果たして良い選択なのだろうかと疑問です。国の施策だから、IT 化社会の流れに沿っているから、というような理由だけで、単純には考えられないと思います。近年は事業仕分けも行われており、不必要な法人や事業も明らかになってきています。そのようなことも関連するのではないかとこの疑念もあります。
- (税務課長) 社団法人地方税電子化協議会の構成員の大部分は、現職の知事や市区町村長等となっています。事務局職員につきましても、20 名弱で厳選して採用しています。
- (委員) 本事業について、区民に対する周知はどのように行いますか。
- (税務課長) 承認後、HP 等に掲載します。事業者に対しては説明会も開催する予定です。
- (委員) 自己情報のコントロール権の観点から、委託や電子化をやめてほしいという要望があった場合、どのように対応しますか。
- (税務課長) 委員からご指摘いただいた個人の要望については、企業と従業員との関係で対応していくこととなります。
- (委員) 電算結合してほしくないとの要望は企業と従業員との関係になってしまうのは問題だと思います。自己情報のコントロール権を保障する

という観点からは、欠陥のあるシステムではないかと思しますので、私は反対の立場です。

(会長) 諮問第3号および第4号について採決します。反対1名、保留が3名とのことですが、賛成が多数ありましたので、承認とします。委員から出た意見は十分認識しながら進めてほしいと思います。

(会長) 続きまして、報告事項に参ります。

(情報公開課長) — 平成21年度における公文書の公開状況について 資料3に基づき説明 —

— 平成21年度における個人情報保護制度の運用状況について 資料4に基づき説明 —

(会長) ありがとうございます。ただいまの説明について、ご意見ご質問があればお願いします。

(会長) それでは、第6期第2回審議会を終わりにします。ご協力ありがとうございました。

広報に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について

(練馬区個人情報保護条例第13条関係)

1 件名	コンテンツマネジメントシステム（CMS）保守運用委託
2 委託内容等	区の情報積極的に発信し、区民の利便性を向上させるためメール配信サービスを開始する。メール配信サービスは利用登録を行った利用者へ、区公式ホームページの更新情報等の中から主なものを要約して、電子メールにより配信するものである。このメール配信サービスについて、区公式ホームページの保守・運用委託の一部として、利用者情報の保管、メールの配信を行うためのソフトウェアおよびサーバ等の機器の運用・管理業務を委託する。
3 委託先	日立公共システムエンジニアリング株式会社 メール配信サービスについては、株式会社ラクスに再委託して行う。
4 委託開始年月	平成 22 年 4 月（メール配信サービスの配信開始は平成 22 年 7 月以降を予定）
5 所管課名	区長室 広聴広報課
6 取り扱う個人情報	メールアドレス、区民の別、性別、世代、配信を希望する情報
7 個人情報の保護	練馬区個人情報保護条例第 13 条および同条例施行規則第 6 条に基づき、受託者との契約時に個人情報の保護を義務付ける。 「個人情報の保護および管理に関する特記事項」を受託者の遵守事項として契約内容に定めている。
8 添付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・メール配信サービス事業概要 ・業務フロー図 ・仕様書 ・保守詳細仕様書（抜粋） ・個人情報の保護および管理に関する特記事項
	省略

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに関する特記事項 ・ 会社概要および個人情報保護方針 						
9 承認基準の適用	<p>別表3 外部委託に関する審議会事前一括承認基準への追加</p> <table border="1" data-bbox="531 477 1390 913"> <thead> <tr> <th data-bbox="531 477 596 539"></th> <th data-bbox="596 477 970 539">類 型</th> <th data-bbox="970 477 1390 539">事 例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="531 539 596 913">5</td> <td data-bbox="596 539 970 913"> 区が交付する資料に基づき、または受託者が受付した希望者に対して業務を行い、その結果を区に報告する。 </td> <td data-bbox="970 539 1390 913"> <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報配信サービス </td> </tr> </tbody> </table>		類 型	事 例	5	区が交付する資料に基づき、または受託者が受付した希望者に対して業務を行い、その結果を区に報告する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報配信サービス
	類 型	事 例					
5	区が交付する資料に基づき、または受託者が受付した希望者に対して業務を行い、その結果を区に報告する。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報配信サービス 					

広報に関する業務に係る電子計算組織の結合について

(練馬区個人情報保護条例第 17 条関係)

1 業務登録名	広報に関する業務
2 事業内容	<p>メール配信サービスは利用登録を行った利用者へ定期的に区の情報を電子メールにより配信するものである。</p> <p>については、このサービスの実施に当たり、メール配信事業者と電算結合を行う。</p>
3 現行処理および提供方法	<p>(1) 新規業務のため現行処理はない。</p> <p>(2) インターネット回線により、情報の送受信を行う。</p>
4 結合先	株式会社ラクス
5 実施予定年月	平成 22 年 7 月
6 所管課名	区長室 広聴広報課
7 送受信する項目	メールアドレス、区民の別、性別、世代、配信を希望する情報
8 個人情報の保護内容	<p>メール配信サービスに係る電子計算組織の結合に当たっては、「練馬区個人情報保護条例」および「練馬区情報セキュリティポリシー」を遵守し、つぎの保護措置を講じる。</p> <p>(1) 練馬区の講じる保護措置</p> <p>使用するパソコンにはウィルス対策ソフトを導入しており、コンピュータウィルスへの感染を防ぐ。</p> <p>業務を行う職員を限定し、職員の個別 ID とパスワードを設定して管理する。</p> <p>業務を行う職員には、個人情報の保護および管理を十分認識するよう指導する。</p> <p>(2) 受託者の講じる保護措置</p> <p>メール配信サービスのシステムに対するアクセス内容や操作内容について記録（ログ）を取り、不正なアクセスや操作がなかったか監視する。</p> <p>コンピューターウィルスや外部からの不正なアクセスに対する防御策を講じる。</p>
9 添付資料	<ul style="list-style-type: none"> ・業務フロー図 ・システム結合図 ・会社概要 ・個人情報保護方針
	省略

特別区民税・都民税に関する業務に係る個人情報の処理業務の委託について
 (練馬区個人情報保護条例第13条関係)

1 件名	給与支払報告書等の電子申請サービスの実施に伴う審査システム提供業務の委託
2 委託内容	<p>国において地方税の電子化が進められており、総務大臣が経路機関として指定した社団法人地方税電子化協議会が運営する地方税の電子手続のシステム(以下「エルタックス」という。)による、個人住民税に係る給与支払報告書、特別徴収手続等の電子化が平成20年1月から開始された。これにより、給与支払者(企業等)は、区市町村ごとに提出していた給与支払報告書等を電子データで一括送信することでよくなるほか、区市町村のデータ穿孔経費の節減にもつながる。</p> <p>そこで、練馬区においてもエルタックスにより電子申告サービスを実施することとし、エルタックスと情報の送受信を行うために必要な審査システムの運用と保守サポートを審査システム運営事業者に委託する。</p>
3 委託先	株式会社TKC(審査システム運営事業者)
4 委託開始年月	平成22年12月
5 所管課名	区民生活事業本部 区民部 税務課
6 取り扱う個人情報	宛名番号、氏名、生年月日、男女の別、世帯主との続柄、住所、役職、賦課期日の住所、年度、徴収区分、非課税区分、申告書の種類および番号、収入および所得の種類別金額、総所得金額、所得控除の種類および金額、課税標準額、税額控除の金額、年税額、特別徴収義務者の指定番号・名称および所在地、受給者番号、徴収済額、異動年月日
7 個人情報の保護	<p>練馬区個人情報保護条例第13条および同条例施行規則第6条に基づき、受託者との契約時に個人情報の保護を義務付ける。</p> <p>「個人情報の保護および管理に関する特記事項」を受託者の遵守事項として契約内容に定める。</p>
8 添付資料 資料	<ul style="list-style-type: none"> ・「地方税の電子化」概要資料 ・エルタックス結合図 ・主な用語の解説 ・仕様書(案) ・個人情報の保護および管理に関する特記事項

	<ul style="list-style-type: none">・ 情報システムに係る委託契約等における受託情報の取扱いに関する特記事項・ 社団法人地方税電子化協議会の概要・ 社団法人地方税電子化協議会の個人情報保護方針・ 株式会社 T K C の会社概要・ 株式会社 T K C の個人情報保護方針
--	--

特別区民税・都民税に関する業務に係る電子計算組織の結合内容の変更について

(練馬区個人情報保護条例第17条関係)

1	業務登録名	特別区民税・都民税に関する業務
2	所管課名	区民生活事業本部 区民部 税務課
3	変更予定年月	平成22年7月
4	変更内容	<p>今年度から実施を予定している公的年金からの特別区民税・都民税の特別徴収は、総務大臣が経由機関として指定した社団法人地方税電子化協議会(以下「経由機関」という。)が運営する地方税の電子手続のシステム(以下「エルタックス」という。)と接続することにより行われる。エルタックスへの接続は、データおよびその送受信のチェックを行う審査システムを利用して行うこととされているため、経由機関および審査システム運営事業者(以下「運営事業者」という。)を結合先としている。</p> <p>新たに給与支払報告書や異動届等の電子申告および特別徴収税額の通知に係る電子申告サービスを実施するに当たり、運営事業者を通じて経由機関と交換する個人情報の内容を追加する。</p>
5	追加される個人情報	宛名番号、世帯主との続柄、役職、賦課期日の住所、年度、徴収区分、非課税区分、申告書の種類・番号、収入・所得の種類別金額、総所得金額、所得控除の種類・金額、課税標準額、税額控除の金額、年税額、特別徴収義務者の指定番号・名称・所在地、受給者番号、徴収済額、異動年月日
6	結合先	(1) 社団法人 地方税電子化協議会 (2) 株式会社 TKC(運営事業者)
7	個人情報保護内容	<p>特別区民税・都民税に関する業務に係る電子計算組織の結合に当たっては、「練馬区個人情報保護条例」および「練馬区情報セキュリティポリシー」を遵守するとともに、つぎの保護措置を講じる。</p> <p>(1) 区が講じる保護措置</p> <p>運営事業者との情報交換には、専用の小型電子計算機(以下「伝送端末」という。)を使用する。</p> <p>伝送端末は、区の税務システムや庁内LANへは接続しない。伝送端末と区の税務システムとの情報交換は磁気記録媒体(MO)で行う。</p> <p>伝送端末にウイルス対策ソフトを導入し、コンピュータウイルスの感染を防止する。</p>

	<p>伝送端末の利用者は、指定する職員のみとして、個別IDおよびパスワードを用いて利用者を管理する。</p> <p>伝送端末と区の税務システムとの情報交換に使用する磁気記録媒体の管理を万全に行うとともに、不要となった伝送端末内および磁気記録媒体内の情報は速やかに削除する。</p> <p>操作を行う職員に対して、個人情報の保護および管理を徹底するように指導する。</p> <p>(2) 区と運営事業者との情報交換に使用する通信回線は、つぎの保護措置を講じる。</p> <p>通信回線はL G - W A N回線を使用する。伝送データを暗号化して、盗聴および改ざんを防止する。</p> <p>伝送端末と運営事業者の電子計算機との通信は常時接続とし、伝送端末の通信接続先の設定を運営事業者の特定の電子計算機のみとする。</p> <p>(3) 運営事業者は、つぎの保護措置を講じる。</p> <p>審査システムの操作については、ユーザID・パスワード等で確認措置をとり、担当者以外の者による操作はできないものとする。</p> <p>電子計算機に対するアクセス内容や操作内容のログ(記録)をとり、不正なアクセスや操作がないことを監視する。</p> <p>コンピュータウイルスや外部からの不正なアクセスに対する防御策を講じる。</p> <p>担当者に対して、個人情報の保護および管理を徹底するように指導する。</p> <p>(4) 運営事業者と経路機関との情報交換に使用する通信回線は、つぎの保護措置を講じる。</p> <p>通信回線は専用回線を使用する。伝送データを暗号化して盗聴および改ざんを防止する。</p> <p>通信は常時接続とし、審査システムの通信接続先の設定を経路機関の特定の電子計算機のみとする。</p> <p>(5) 経路機関は、つぎの保護措置を講じる。</p> <p>電子計算機の操作については、ユーザID・パスワード等で確認措置をとり、担当者以外の者による操作はできないものとする。</p> <p>電子計算機に対するアクセス内容や操作内容のログ(記録)をとり、不正なアクセスや操作がないこと</p>
--	---

	<p>を監視する。</p> <p>コンピュータウイルスや外部からの不正なアクセスに対する防御策を講じる。</p> <p>担当者に、個人情報の保護および管理を徹底するように指導する。</p>
<p>8 添付資料</p> <p>省略</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「地方税の電子化」概要資料 ・エルタックス結合図 ・主な用語の解説 ・社団法人地方税電子化協議会の概要 ・社団法人地方税電子化協議会の個人情報保護方針 ・株式会社TKCの会社概要 ・株式会社TKCの個人情報保護方針

平成21年度における公文書の公開状況等について

1 公文書公開の請求状況

(1) 公文書公開の請求件数

請求者数 (人)	請求件数 (件)
252	990

* 請求件数・・・対象公文書の件数

(2) 公文書公開の処理状況(件数)

全部公開	部分公開	非公開	不存在	存否応答拒否	取下げ
507(0)	403(0)	12	39	1	28

* () 内は公益上の理由による裁量的公開件数を示す。

(3) 請求者の内訳

区分	請求者数	請求件数
区内個人	116	410
区外個人	50	361
区内法人等	8	19
区外法人等	78	200
合計	252	990

(4) 公開の方法

区分	閲覧	閲覧・写しの交付	写しの交付	電子公開	合計
件数	279	0	549	82	910

2 公文書公開の請求に対する公開決定等の状況

(1) 公文書の全部または一部を非公開とした公文書の内容および件数

区分	件数	公文書の内容および件数
全部非公開	12	<ul style="list-style-type: none"> ・密集住宅市街地整備促進事業関係業務委託事業者選定関係文書 (事務事業執行情報に該当) 8 ・戸籍謄本および住民票 (他法令による写しの交付対象公文書に該当) 2 ・練馬区職員住所関係文書 (個人情報に該当) 1 ・小学校騒音苦情に対する回答 (個人情報に該当) 1
一部非公開 (部分公開)	403	<ul style="list-style-type: none"> ・アヌシー市アニメ交流関係文書 (個人情報および法人情報を非公開) 36 ・図書館指定管理者・業務委託事業者選定関係文書 (個人情報、法人情報、公共の安全等に関する情報を非公開) 27 ・小学校騒音苦情関係文書 (個人情報および公共の安全に関する情報を非公開) 19 ・海外出張関係文書 (個人情報、法人情報および事務事業執行情報を非公開) 18 ・盲導犬教習費助成金関係文書 (個人情報および法人情報を非公開) 15 ・指定管理者(図書館を除く)選定関係文書 (個人情報および法人情報を非公開) 15 ・行政委員勤務実績関係文書 (個人情報を非公開) 14 ・放置自転車処理関係文書 (個人情報および法人情報を非公開) 13 ・本庁舎空気環境調査結果 (個人情報を非公開) 12 ・区長室訪問者・交際費関係文書 (個人情報および法人情報を非公開) 11 ・区立施設ボーリング柱状図・調査位置図 (個人情報を非公開) 11 ・保育園業務委託契約関係文書 (法人情報を非公開) 11

区分	件数	公文書の内容および件数
		・食料費関係文書 (個人情報および法人情報を非公開) 10
		・図書館盗難防止システム関係文書 (個人情報および法人情報を非公開) 9
		・都議会議員選挙公費負担関係文書 (個人情報および法人情報を非公開) 9
		・土壌汚染状況調査報告書・汚染拡散防止計画書 (個人情報および法人情報を非公開) 9
		・体育館業務委託契約関係文書 (法人情報を非公開) 8
		・選挙用自動車貸渡料金精算明細書 (個人情報を非公開) 7
		・児童遊園使用関係文書 (個人情報を非公開) 7
		・食品営業許可関係文書 (個人情報を非公開) 7
		・市民活動保険関係文書 (個人情報および法人情報を非公開) 7
		・農業委員会議事録 (個人情報を非公開) 7
		・聴覚障害者コミュニケーション支援事業関係文書 (個人情報および法人情報を非公開) 7
		・ホームページリニューアル事業委託事業者選定関係文書 (個人情報、法人情報および事務事業執行情報を非公開) 6
		・犬の登録原簿 (個人情報を非公開) 6
		・保育園入園選考会議名簿 (個人情報を非公開) 6
		・介護保険関連委託業務事業者選定関係文書 (個人情報および法人情報を非公開) 5
		・リサイクルセンター業務委託事業者選定関係文書 (個人情報および法人情報を非公開) 4
		・区長公用車関係文書 (事務事業執行情報を非公開) 4
		・精神障害回復途上者通所訓練事業運営費補助金関係文書 (個人情報および法人情報を非公開) 4
		・まちづくり推進業務委託事業者選定関係文書 (個人情報および法人情報を非公開) 4

区分	件数	公文書の内容および件数
		・建設リサイクル法解体工事届出書 (個人情報および法人情報を非公開) 4
		・公園清掃管理作業契約関係文書 (個人情報および事務事業執行情報を非公開) 4
		・広聴票(受付・処理) (個人情報を非公開) 4
		・特別養護老人ホーム苦情関係文書 (個人情報を非公開) 4
		・給与支払報告書 (個人情報および法人情報を非公開) 3
		・区長交際費・コピー用紙購入関係文書 (個人情報、法人情報および事務事業執行情報を非公開) 3
		・政務調査費収支報告 (個人情報および法人情報を非公開) 3
		・聴覚障害者協会関係文書 (個人情報および法人情報を非公開) 3
		・聴覚障害者の胃がん健診関係文書 (個人情報を非公開) 3
		・地域福祉アンケート作成等業務委託事業者選定関係文書 (個人情報および法人情報を非公開) 3
		・区立小学校函面 (個人情報および法人情報を非公開) 2
		・宅地開発協定書 (個人情報および法人情報を非公開) 2
		・自衛隊施設標識設置届関係文書 (個人情報および法人情報を非公開) 2
		・学校電気設備工事関係文書 (事務事業執行情報を非公開) 2
		・練馬光が丘病院設置運営に関する協定書、公有財産貸付契約書 (法人情報を非公開) 2
		・保育園業務委託事業者選定関係文書 (個人情報および法人情報を非公開) 2
		・事業用地路線価および買収価格関係文書 (個人情報および事務事業執行情報を非公開) 2
		・建設リサイクル法台帳 (個人情報を非公開) 2
		・学校教職員通勤届 (個人情報を非公開) 2

区分	件数	公文書の内容および件数
		・高齢者福祉電話業務委託事業者選定関係文書 (個人情報および法人情報を非公開) 1
		・薬局一覧 (個人情報を非公開) 1
		・一般廃棄物処理基本計画改定検討委員会資料 (事務事業執行情報および審議・検討・協議情報を非公開) 1
		・区議会議長旅行命令簿 (法人情報を非公開) 1
		・区道告示・協会境界確定関係文書 (個人情報を非公開) 1
		・区内保育園財務状況関係文書 (法人情報を非公開) 1
		・都市計画道路関係文書 (個人情報および他法令による写しの交付対象公文書を非公開) 1
		・区道認定・土地寄附関係文書 (個人情報を非公開) 1
		・標識設置届 (個人情報および法人情報を非公開) 1
		・電線共同溝工事設計書 (事務事業執行情報を非公開) 1
		・負担金補助および交付金支出先関係文書 (個人情報および法人情報を非公開) 1
		・理容所・美容所営業許可関係文書 (個人情報を非公開) 1
		・宅地開発事前協議関係文書 (個人情報および法人情報を非公開) 1
		・電話交換業務委託事業者選定関係文書 (個人情報および法人情報を非公開) 1
		・ホームページ問い合わせ回答文書 (個人情報を非公開) 1
		・手話講習会関係文書 (法人情報を非公開) 1
		・人権トーク関係文書 (個人情報を非公開) 1
		・専用水道施設一覧 (個人情報を非公開) 1
		・聴覚障害者総合判定関係文書 (個人情報を非公開) 1

区分	件数	公文書の内容および件数
		<ul style="list-style-type: none"> ・墓地経営許可申請関係文書 (個人情報および法人情報を非公開) 1 ・区有通路に関する申請ならびに寄附申出書 (個人情報を非公開) 1 ・学校事故報告関係文書 (個人情報を非公開) 1 ・風致地区建築物許可申請書 (個人情報を非公開) 1

(2) 不服申立ての件数、内容および処理状況

申立件数	不服申立ての内容	処理状況
平成21年度 0件		
平成20年度 1件	<ul style="list-style-type: none"> ・練馬区公立学校職員に関する措置に係る文書の部分公開決定処分の取消しを求める。 	請求棄却 (答申：原処分妥当)

平成21年度における個人情報保護制度の運用状況について

- 1 個人情報を取り扱う業務の登録件数 391件
- 2 個人情報ファイルの登録件数 298件
- 3 個人情報に係る外部委託等の状況
- 外部委託の業務数 310件
- 目的外利用の業務数 104件
- 外部提供の業務数 140件
- 目的外利用および外部提供の状況（本人同意を得たものは含まない。）

区 分	件 数
目的外利用	8,493
外部提供	155,756

4 自己情報の開示等請求状況

自己情報の開示等請求件数

区 分	請求者数	対象公文書件数
区 民	49	138
区民以外の者	14	38
合 計	63	176

処理状況および開示方法別件数

区 分	処 理 状 況				取下げ	開 示 方 法		
	応じる		応じら れない	不存在		閲覧	閲覧・写 しの交付	写しの 交付
	全部	一部						
開示請求	70	73	0	30	3	14	0	129
訂正請求	0	0	0	0	0	0	0	0
削除請求	0	0	0	0	0	0	0	0
中止等請求	0	0	0	0	0	0	0	0
合 計	70	73	0	30	3	14	0	129

5 自己情報の開示請求に対する諾否の決定状況

全部を非開示とした自己情報の内容および件数

自己情報の内容	件数
なし	0

一部を非開示とした自己情報の内容および件数

自己情報の内容	件数
人事管理に関するもの（第三者情報および事務事業執行情報を非開示）	15
職員会議録（第三者情報を非開示）	14
建築に係る紛争および調整に関するもの（第三者情報および事務事業執行情報を非開示）	11
保育園選考会議名簿（第三者情報を非開示）	9
戸籍の請求に関するもの（第三者情報および法人情報を非開示）	6
介護保険の認定調査に関するもの（第三者情報を非開示）	5
NPO法人に関するもの（第三者情報および法人情報を非開示）	5
相談記録に関するもの（第三者情報を非開示）	3
事業者への指導内容に関するもの（第三者情報を非開示）	2
事故報告書（第三者情報を非開示）	1
定額給付金申請書（第三者情報を非開示）	1
協定通路図（第三者情報を非開示）	1

不服申立ての件数

平成21年度については、不服申立てはなかった。

6 電子計算組織の結合状況

事務名称	所管課名	結合先	取扱う個人情報	区分	提供件数
住民基本台帳事務	戸籍住民課	東京都	23項目	提供	253,650件
		住民基本台帳法第30条の10に規定する指定情報処理機関または道府県	20項目	提供	173,736件
		区市町村	24項目	提供	33,098件
		住民基本台帳カードの交付を受けている者	2項目	提供	7,479件
公的個人認証事務	戸籍住民課	東京都	10項目	提供	2,815件
		電子証明書の発行を申請する区民および電子証明書を利用している区民	8項目	提供	2,307件
軽自動車税事務	収納課	収納代行会社（*）	8項目	取得	—
国民健康保険事務	国保年金課	東京都国民健康保険団体連合会	29項目	提供	10,552,223件
		収納代行会社（*）	8項目	取得	—
国民年金事務	国保年金課	日本年金機構	11項目	閲覧	—
高齢者支援事務	在宅支援課	練馬区地域包括支援センター支所	10項目	閲覧	—
介護保険新予防給付事務	在宅支援課	東京都国民健康保険団体連合会	10項目	提供	25,066件
心身障害者福祉事務	練馬総合福祉事務所	東京都国民健康保険団体連合会	40項目	提供	36,346件
	障害者施策推進課	東京都国民健康保険団体連合会	79項目	提供	144件
清掃事務	練馬清掃事務所	財団法人東京都環境整備公社	12項目	閲覧	—
	石神井清掃事務所				

金銭会計事務	会計管理室	地方自治法施行令第168条第2項に基づき区が指定する金融機関	4項目	提供	121,373件
教職員人事事務	教育指導課	東京都教育委員会	22項目	閲覧	—
公共施設予約システムサービス事務	生涯学習課・スポーツ振興課ほか	指定管理者・委託事業者	11項目	閲覧	—
図書館事務	光が丘図書館	委託事業者	18項目	取得	—
後期高齢者医療保険事務	高齢社会対策課	東京都後期高齢者医療広域連合	13項目	提供	105,279件
		東京都国民健康保険団体連合会	9項目	提供	133,193件
		収納代行会社（*）	8項目	取得	—
介護保険事務	介護保険課	東京都国民健康保険団体連合会	73項目	提供	278,092件
		収納代行会社（*）	8項目	取得	—
特別区民税・都民税事務	収納課	収納代行会社（*）	8項目	取得	—

* コンビニエンスストアによる収納および携帯電話を利用した収納（モバイルレジ）